

# 長野県宝の指定及び長野県天然記念物の指定解除について

文化財・生涯学習課

文化財保護条例（昭和 50 年長野県条例第 44 号）第 4 条第 1 項及び同条例第 31 条第 1 項の規定により、下記のとおり長野県宝に指定し、長野県天然記念物の指定を解除する。

## 記

### 1 長野県宝に指定する文化財

名 称	員数	所在地	所有者名称	指定理由	答申結果
こすげ ごまどう 小菅の護摩堂	1棟	飯山市	宗教法人小菅神社	明治初期の <sup>はいぶつきしゃく</sup> 廃仏毀釈を経ても、近世の建造物等が遺されており、神仏 <sup>しんぶつ</sup> 習合の姿を示す貴重な建造物であるため	長野県宝に指定することが適当 (H28.2.16 諮問)
こすげ こうどう 小菅の講堂	1棟	飯山市	飯山市小菅区		
こすげ におうもん 小菅の仁王門	1棟	飯山市	宗教法人小菅神社		

### 2 長野県天然記念物の指定を解除する文化財

名 称	所在地	所有者名称	指定年月日	指定解除理由	答申結果
みやわき 宮脇のハリギリ	箕輪町	宗教法人長岡神社	S37.7.12	主幹の腐敗、空洞化による枯死が確認され、事故・災害防止のため伐採することとなり、全ての指定要件が失われるため	長野県天然記念物の指定を解除することが適当 (H29.9.7 諮問)

29 文審第 1 号  
平成 29 年 (2017 年) 9 月 7 日

長野県教育委員会 様

長野県文化財保護審議会  
会長 佐々木 邦博



長野県宝の指定及び長野県天然記念物の指定解除について (答申)

平成 28 年 2 月 16 日付け 27 教文第 647 号及び平成 29 年 9 月 7 日付け 29 教文第 339 号で  
諮問のありましたことについて、下記のとおり長野県宝に指定すること、及び長野県天然  
記念物の指定を解除することが適当である旨答申します。

記

1 長野県宝に指定する文化財

名 称	員数	所 在 地	所有者の住所及び氏名 又は名称
こすげ ごまどう 小菅の護摩堂	1棟	飯山市大字瑞穂 7053 番地1	飯山市大字瑞穂 7130 番地イ号3 宗教法人 小菅神社
こすげ こうどう 小菅の講堂	1棟	飯山市大字瑞穂 7132 番地2	飯山市大字瑞穂 飯山市小菅区
こすげ におうもん 小菅の仁王門	1棟	飯山市大字瑞穂 6076 番地1	飯山市大字瑞穂 7130 番地イ号3 宗教法人 小菅神社

2 長野県天然記念物の指定を解除する文化財

名 称	所 在 地	指定告示
みやわき 宮脇のハリギリ	上伊那郡箕輪町東箕輪 64 番地	昭和 37 年 7 月 12 日

## 長野県宝等候補物件調査票

- 1 種 別 建造物
- 2 名 称 こすげ ごまどう  
小菅の護摩堂（1棟）
- 3 所在地 おおあざみずほ  
飯山市大字瑞穂7053番地1
- 4 所有者の住所及び名称 飯山市大字瑞穂7130番地イ号3  
宗教法人 小菅神社
- 5 管理者の住所及び名称 同 上

### 6 現 状

#### (1) 沿 革

平成27年(2015)1月に国指定重要文化的景観「小菅の里及び小菅山の文化的景観」に選定された小菅は、小菅神社、小菅集落、田畑、山林から成る。小菅神社は、奥社と里宮から成り、小菅集落の中に里宮がある。

この小菅は、中世の小菅山元隆寺として形成されたのが始まりと考えられ、石垣で整えられた階段状の平坦面に建造物が規則的に配置されている姿が今に伝わる。

近世には、農村集落へと変遷していったが、小菅集落での様々ないとなみに支えられた小菅神社は、自然資源に包まれた奥深い信仰空間を形成している。とりわけ、小菅の最奥に位置する小菅神社奥社の本殿は、国指定重要文化財であり、信仰の核である。

戦国時代末まで隆盛をきわめていた小菅は、武田軍により放火されたといわれ、建造物の多くが失われたと考えられるが、その後、近世には飯山藩主などにより再興が図られたという。とりわけ飯山藩主松平遠江守忠俱、同忠喬は、奥社の修復を度々おこない、里宮では万治3年(1660)に本殿再建、寛文元年(1661)に大鳥居建立、元禄10年(1697)に講堂の修復がおこなわれている。

明治維新以前は、小菅山元隆寺と言われ、戸隠や飯綱とともに著名な修験道場であったが、慶応4年(1868)の神仏分離令により、大聖院(明治2年廃絶、別当は神職となる)、菩提院、八所大神奥社、同里社(明治6年に郷社)となる。さらに明治33年(1900)に奥社と里社をあわせて小菅神社と改称され、昭和8年(1933)に県社となった。

小菅神社里宮のうち、護摩堂のある平坦地は、小菅山別当大聖院の跡地でもあり、長く連なる高い梅鉢積みの石垣が往時の隆盛を示している。

慶応4年の神仏分離令により大聖院が廃絶となり、明治初期の廃仏毀釈はいぶつしやくにより一時廃堂の危機に面したが、小菅地区住民の努力により影響を受けず建物も庭も残されている。小菅神社奥社と講堂との間に位置する護摩堂は、小菅集落の最奥にあって、里宮から奥社へ向かう参道の入口にある。現在、柱松柴灯神事（国重要無形民俗文化財「小菅の柱松行事」）が執り行われるための様々ないとなみが行われる場所である。神事の出発点でもあり終着点でもある護摩堂は、とりわけ柱松柴灯神事にとって貴重な建物である。

平成26年(2014)9月2日に護摩堂は飯山市有形文化財に指定された。

## (2) 構造形式ほか

建物は、寄棟造よせむねづくり、鋼板葺（もとは茅葺）、桁行7間、梁行5間で、正面に唐破風造はふづくりの向拝（現在は庇状の覆屋がある）がつく。向拝虹梁こうはいこうりょうの絵や組物、臺股かえるまたや唐破風内部の彫刻は精巧な造りである。内部は、前方2間を外陣、後方3間を内陣とし、両側に脇間を配する。東側には、かつて大聖院への廊下があったと考えられ、その脇には庭が残されている。

外陣・内陣の円柱の支え柱は、豪壮かつ美観をみせている。内陣周りの挿し肘木や組物には技術の高さが認められる。内部は一段高く、中央に祭壇が設けられ、護摩祈祷の建築様式をもつ建築物である。内陣中央の床や天井に護摩を炊いた痕跡を確認でき、現在も柱松行事では護摩炊き等の神事を行い、行事の発着点となっている。

## (3) 建築年代

現存する護摩堂は、遺された墨書から寛延3年（1750）の建立であることがわかる。

## (4) 建物の変遷

護摩堂は、もともと元隆寺がんにりゅうじの中之院に属する建造物であり、永禄9年（1566）の「信濃国高井郡小菅山元隆寺之図」に既に描かれている。この図より、護摩堂の西には鐘楼や金堂があったことをうかがい知ることができる。小菅は、いったんは甲斐武田氏の兵火で焼失した。近世には、元禄10年（1697）に松平忠喬が講堂を修復したという記録があるなど、小菅は徐々に再興されていった。現在の護摩堂は、寛延3年(1750)建立された。

- ・屋根：茅葺から鋼板葺へ変更

- ・向拝：からはふづくり唐破風造の向拝に庇状の覆屋を付加

## 7 指定理由及び根拠

### (1) 指定基準

長野県宝の指定基準（7）建造物

（ウ）歴史上重要なもの、（エ）学術上重要なもの

### (2) 指定理由

県内を見回すと、護摩堂は、柱松柴灯神事と密接に結びついた稀有な七間堂として歴史上重要な建造物である。さらに、護摩堂は、明治初期の廃仏毀釈を経ても、庭とともに近世の建造物と境内が遺されているように、しんぶつしゅうごう神仏習合の姿を示すものとして貴重であり、宗教の変遷を解き明かす学術上においても注目すべき建造物である。

護摩堂は、歴史上重要なものであり、学術上重要なものであり、後世に伝えられるべき文化財として適切に保存・管理されるべき優れた建築遺構である。

8 調査者氏名 土本 俊和

9 現地調査日 平成27年（2015）10月 3日

平成29年（2017） 7月 3日

## 参考資料・文献

### 参考資料

- 1) 永禄9年（1566）「信濃国高井郡小菅山元隆寺之図」
- 2) 護摩堂に遺された、寛延3年（1750）を記す墨書

### 参考文献

- 1) 信濃建築史研究室 調査編集『受け継がれる信仰のかたち 江戸時代のお宮とお寺—飯山市近世社寺建築調査報告書—』飯山市教育委員会、1992年
- 2) 飯山市教育委員会編『飯山市埋蔵文化財調査報告書 第69集 市内遺跡・千刈遺跡・小菅大聖院跡・大菅遺跡』飯山市教育委員会、2002年
- 3) 飯山市教育委員会編『長野県飯山市小菅総合調査報告書 市内遺跡発掘調査報告 第二巻 調査・研究集』飯山市教育委員会、2005年

こすげ ごまどう  
小菅の護摩堂 (飯山市)



護摩堂全景



小屋組が確認できる内陣



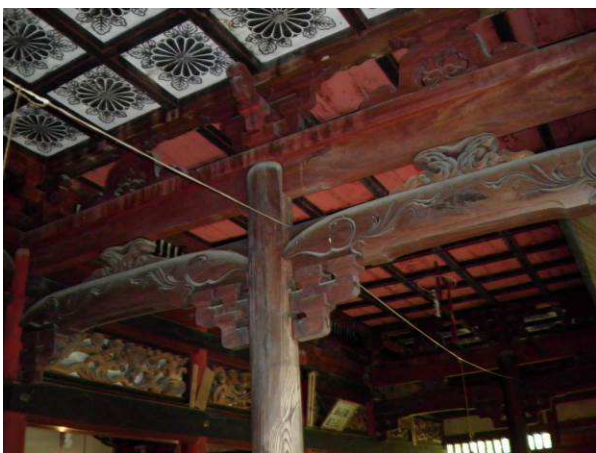
内陣内部の様子



向拝 唐破風造と彫刻



欄間彫刻と組物



豪総かつ美観の円柱支柱と組物及び天井絵



時代を感じさせる向拝虹梁と組物

## 長野県宝等候補物件調査票

- 1 種 別 建造物
- 2 名 称 こすげ こうどう  
小菅の講堂（1棟）
- 3 所在地 おおあざみずほ  
飯山市大字瑞穂7132番地2
- 4 所有者の住所及び名称 飯山市大字瑞穂  
飯山市小菅区
- 5 管理者の住所及び名称 同 上

### 6 現 状

#### (1) 沿 革

平成27年(2015)1月に国指定重要文化的景観「小菅の里及び小菅山の文化的景観」に選定された小菅は、小菅神社、小菅集落、田畑、山林から成る。小菅神社は、奥社と里宮から成り、小菅集落の中に里宮がある。

この小菅は、中世の小菅山元隆寺のとして形成されたのが始まりと考えられ、石垣で整えられた階段状の平坦面に建造物が規則的に配置されている姿が今に伝わる。

近世には、農村集落へと変遷していったが、小菅集落での様々ないとなみに支えられた小菅神社は、自然資源に包まれた奥深い信仰空間を形成している。とりわけ、小菅の最奥に位置する小菅神社奥社の本殿は、国指定重要文化財であり、信仰の核である。

戦国時代末まで隆盛をきわめていた小菅は、武田軍により放火されたといわれ、建造物の多くが失われたと考えられるが、その後、近世には飯山藩主などにより再興が図られたという。とりわけ飯山藩主松平遠江守忠俱、同忠喬は、奥社の修復を度々おこない、里宮では万治3年(1660)に本殿再建、寛文元年(1661)に大鳥居建立、元禄10年(1697)に講堂の修復がおこなわれている。

明治維新以前は、小菅山元隆寺と言われ、戸隠や飯綱とともに著名な修験道場であったが、慶応4年(1868)の神仏分離令により、大聖院(明治2年廃絶、別当は神職となる)、菩提院、八所大神奥社、同里社(明治6年に郷社)とな

る。さらに明治33年(1900)に奥社と里社をあわせて小菅神社と改称され、昭和8年(1933)に県社となった。

小菅神社里宮を構成する建造物群の中で、講堂は中核的な構成要素である。というのも、講堂の前面に開かれた場所は、柱松柴灯神事(国重要無形民俗文化財「小菅の柱松行事」)というすこぶる重要な神事が執り行われるところであり、小菅集落を東西に貫くカイトと呼ばれる道に南面している。

平成26年(2014)9月2日に講堂は飯山市有形文化財に指定された。

## (2) 構造形式ほか

建物は、寄棟造、鋼板葺(もとは茅葺)、桁行5間、梁行5間で、祭式場に設けられた高さ1m程の基壇上にたち、径9寸ほどの円柱からなり、前面・南1間分の広縁に囲われた外陣げじんと、奥2間に内陣ないじんが配されている。建物内には再建当初の彫刻や彩色、絵画がよく残されている。建物下部には、再建前の建物の礎石と思われる石や囲炉裏跡がある。明治期には一時学校として、昭和初期には公会堂と使用されており、小菅の子供達の遊び場としても長く親しまれ、地域の人々とともに歩んできた歴史を色濃く残している。とりわけ、講堂の前の広場で行われる、北信濃を代表する柱松神事の建築的な背景として、講堂は、間口5間の規模を持つ堂々たる構えを見せており、その背後に森を抱いている。

内陣には北信濃随一の規模を誇る高さ2mの荘厳な阿弥陀如来坐像あみだによらいざぞうが安置されている。明治初期の廃仏毀釈はいぶつきしゃくにより一時廃堂の危機に面したが、小菅地区住民の努力により影響を受けず建物も仏像も残されている。

学校や公会堂や遊び場など、様々な変遷の中で、講堂は、阿弥陀如来坐像とともに、変わらぬ姿を示し続けている。

## (3) 建築年代

現存する講堂は、法印空心の発願で寛保元年(1741)に再建されたことが伝えられている(森山茂市『飯山神社誌』私家版、1931)。建築様式から見てもこの時期の建設と判断することができる。

## (4) 建物の変遷

講堂は、もともと元隆寺がんにりゅうじの中之院に属する建造物であり、永禄9年(1566)の「信濃国高井郡小菅山元隆寺之図」に既に描かれている。この図より、講堂の近くには鐘楼や金堂があったことをうかがい知ることができる。小菅は、いったんは甲斐武田氏の兵火で焼失したが、天和2年(1682)の「領内寺社領並てんな由緒差出帳りょうないじしやりょうならびに」に講堂の存在が記されている。元禄10年(1697)に松平忠喬が講堂を修復したという記録と突き合わせると、松平時代(1639~1705)に再建



されたと考えられる。

- ・屋根：茅葺から鋼板葺へ変更
- ・建築内部北東の隅を柱松行事の資料室に変更

## 7 指定理由及び根拠

### (1) 指定基準

長野県宝の指定基準（7）建造物

（ウ）歴史上重要なもの、（エ）学術上重要なもの

### (2) 指定理由

県内を見回すと、講堂は、稀有な五間堂として歴史上重要な建造物である。さらに、講堂は、明治初期の廃仏毀釈を経ても、近世の建造物と仏像が遺されているように、神仏習合しんぶつしゅうごうの姿を示すものとして貴重であり、宗教の変遷を解き明かす学術上においても注目すべき建造物である。

講堂は、歴史上重要なものであり、学術上重要なものであり、後世に伝えられるべき文化財として適切に保存・管理されるべき優れた建築遺構である。

8 調査者氏名 土本 俊和

9 現地調査日 平成27年（2015）10月 3日  
平成29年（2017） 7月 3日

## 参考資料・文献

### 参考資料

- 1) 永禄9年（1566）「信濃国高井郡小菅山元隆寺之図」
- 2) 森山茂市『飯山神社誌』私家版、1931年

### 参考文献

- 1) 森山茂市『飯山神社誌』私家版、1931年
- 2) 信濃建築史研究室 調査編集『受け継がれる信仰のかたち 江戸時代のお宮とお寺－飯山市近世社寺建築調査報告書－』飯山市教育委員会、1992年
- 3) 元興寺文化財研究所編『中近世の地方山岳信仰に関する調査研究報告書』元興寺文化財研究所、2003年
- 4) 飯山市教育委員会編『長野県飯山市小管総合調査報告書 市内遺跡発掘調査報告 第二巻 調査・研究集』飯山市教育委員会、2005年

こすげ こうどう  
小菅の講堂 (飯山市)



講堂全景



柱と彫刻及び彩色



外陣欄間に配置されている絵画



内陣 阿弥陀如来坐像



当初建物のものと思われる礎石



建物縁の下の囲炉裏跡



講堂と  
立て柱松

## 長野県宝等候補物件調査票

- 1 種 別 建造物
- 2 名 称 こすげ におうもん  
小菅の仁王門（1棟）
- 3 所在地 おおあざみずほ  
飯山市大字瑞穂6076番地1
- 4 所有者の住所及び名称 飯山市大字瑞穂7130番地イ号3  
宗教法人 小菅神社
- 5 管理者の住所及び名称 同 上

### 6 現 状

#### (1) 沿 革

平成27年(2015)1月に国指定重要文化的景観「小菅の里及び小菅山の文化的景観」に選定された小菅は、小菅神社、小菅集落、田畑、山林から成る。小菅神社は、奥社と里宮から成り、小菅集落の中に里宮がある。

この小菅は、中世の小菅山元隆寺のとして形成されたのが始まりと考えられ、石垣で整えられた階段状の平坦面に建造物が規則的に配置されている姿が今に伝わる。

近世には、農村集落へと変遷していったが、小菅集落での様々ないとなみに支えられた小菅神社は、自然資源に包まれた奥深い信仰空間を形成している。とりわけ、小菅の最奥に位置する小菅神社奥社の本殿は、国指定重要文化財であり、信仰の核である。

戦国時代末まで隆盛をきわめていた小菅は、武田軍により放火されたといわれ、建造物の多くが失われたと考えられるが、その後、近世には飯山藩主などにより再興が図られたという。とりわけ飯山藩主松平遠江守忠俱、同忠喬は、奥社の修復を度々おこない、里宮では万治3年(1660)に本殿再建、寛文元年(1661)に大鳥居建立、元禄10年(1697)に講堂の修復がおこなわれている。

明治維新以前は、小菅山元隆寺と言われ、戸隠や飯綱とともに著名な修験道場であったが、慶応4年(1868)の神仏分離令により、大聖院(明治2年廃絶、別当は神職となる)、菩提院、八所大神奥社、同里社(明治6年に郷社)とな

る。さらに明治33年(1900)に奥社と里社をあわせて小菅神社と改称され、昭和8年(1933)に県社となった。

小菅神社里宮のなかで、仁王門は、小菅集落を東西に貫くカイトと呼ばれる参道の上であり、仁王門と仁王像が西を向いて構えている。仁王門をくぐると、梅鉢積みの石垣にぶつかり、道が南一旦折れてから東へ向かう。これは、小菅集落に入る邪気を防ぐ意味を持っているという。ただし、近世以前の絵図の中には、参道が仁王門で屈曲せずに直線的に描かれているものもあるので、建物の位置が北へ少し移された可能性もある。北へ移動した可能性があるとはいえ、参道の上で領域を画する仁王門は、結界を示す門としてすこぶる象徴的である。

平成26年(2014)9月2日に仁王門は飯山市有形文化財に指定された。

## (2) 構造形式ほか

仁王門は、仁王尊堂とも呼ばれ、「仁王堂」の名を記す史料もある。桁行3間、梁行2間、入母屋、鋼板葺の建物であるが、昭和初期の古写真から、入母屋の茅葺屋根の姿と礎石がコンクリートで覆われる以前の姿がわかる。

## (3) 建築年代

元禄期(出梁先端や実肘木の渦、若葉の絵様や虹梁の彫りの浅い絵様などから17世紀後半の様式を持っている)

## (4) 建物の変遷

仁王門は、もともと元隆寺がんにりゅうじの中之院に属する建造物であり、永禄9年(1566)の「信濃国高井郡小菅山元隆寺之図」に既に描かれている。この図より、仁王門の東には鐘楼や金堂があったことをうかがい知ることができる。小菅は、いったんは甲斐武田氏の兵火で焼失したが、天和2年(1682)の「領内寺社領並てんな由緒差出帳りょうないじしやりょうならびに」に仁王門が小菅にあったと記されている。

面取角柱をたて、組物を用いない簡素な建物であるが、軒の出梁の先端を拳鼻状にし、隅木の下にある出梁の先端に絵様彫刻を施すなどしている。建立に関する資料は不明であるが、出梁先端や実肘木の渦、若葉の絵様や虹梁げんろくの彫りの浅い絵様などから17世紀後半の様式を持っているとされている。元禄10年(1697)に松平忠喬が講堂を修復したという記録が残されていることから、この修復との関係については今後の研究が待たれる。

- ・屋根：茅葺から鋼板葺へ変更
- ・基礎：礎石をコンクリートで補強

## 7 指定理由及び根拠

### (1) 指定基準

長野県宝の指定基準（7）建造物

（ウ）歴史上重要なもの、（エ）学術上重要なもの

### (2) 指定理由

県内を見回すと、仁王門は、小菅という信仰集落の領域を建築的に指し示し続けている稀有な門として歴史上重要な建造物である。さらに、仁王門は、明治初期の廃仏毀釈を経ても、近世の建造物と仁王像が遺されているように、神仏習合の姿を示すものとして貴重であり、宗教の変遷を解き明かす学術上においても注目すべき建造物である。

仁王門は、歴史上重要なものであり、学術上重要なものであり、後世に伝えられるべき文化財として適切に保存・管理されるべき優れた建築遺構である。

8 調査者氏名 土本俊和

9 現地調査日 平成27年（2015）10月 3日  
平成29年（2017）7月 3日

## 参考資料・文献

### 参考資料

1) 永禄9年（1566）「信濃国高井郡小菅山元隆寺之図」

### 参考文献

- 1) 信濃建築史研究室 調査編集『受け継がれる信仰のかたち 江戸時代のお宮とお寺—飯山市近世社寺建築調査報告書—』飯山市教育委員会、1992年
- 2) 飯山市教育委員会編『長野県飯山市小管総合調査報告書 市内遺跡発掘調査報告 第二巻 調査・研究集』飯山市教育委員会、2005年

こすげ におうもん  
小菅の仁王門 (飯山市)



仁王門全景



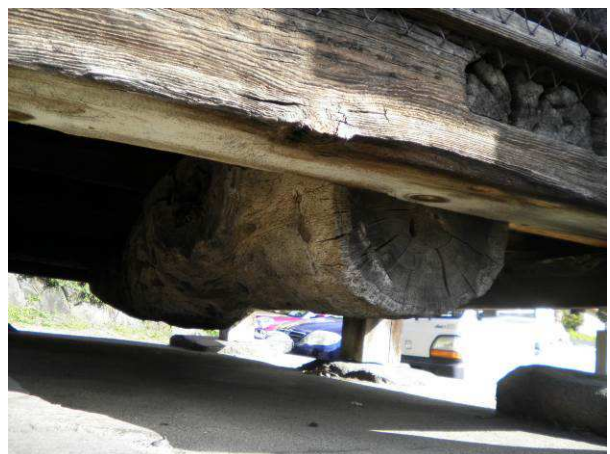
金剛力士像



軒の構造と彫刻



基壇と礎石及び柱

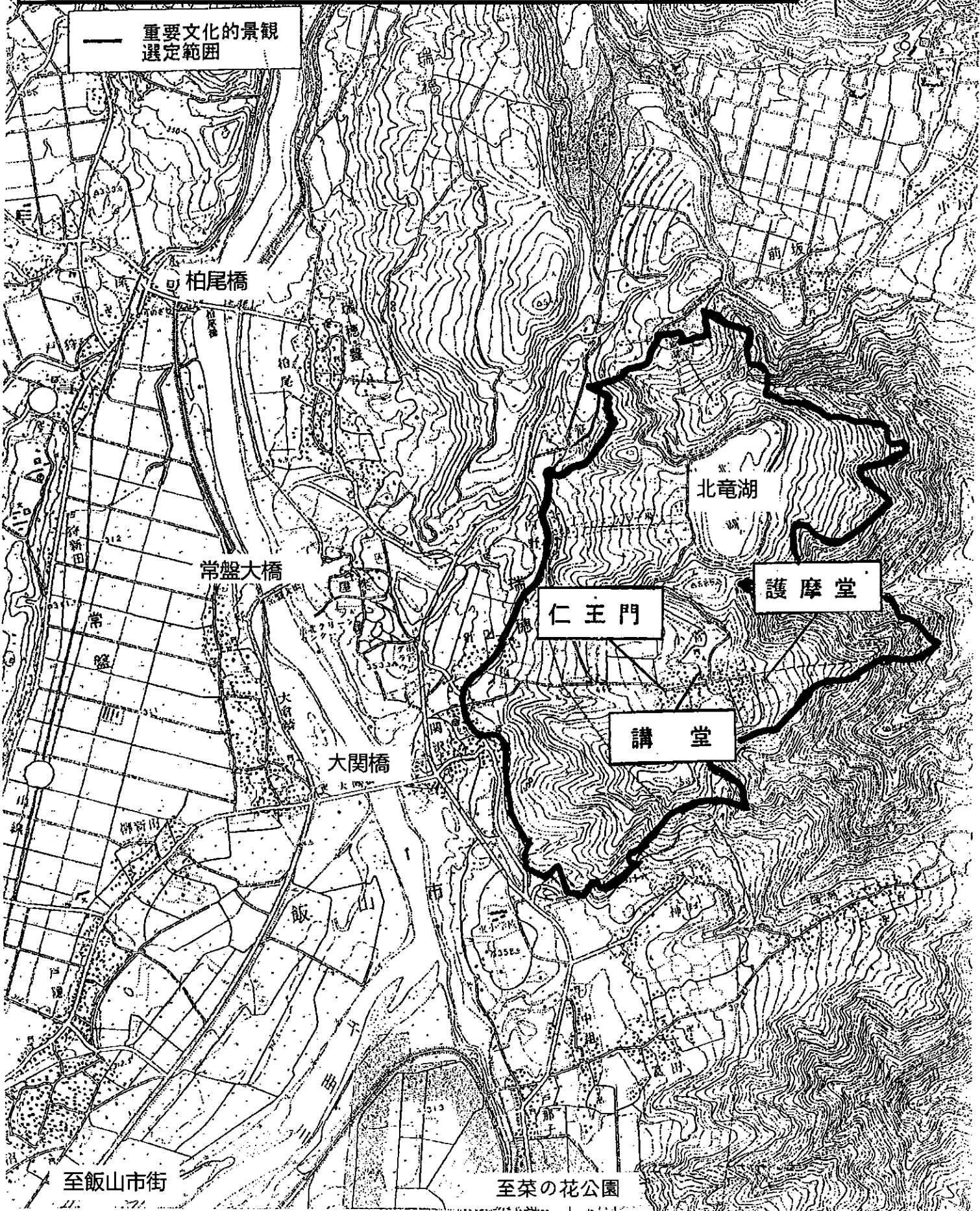


自然木をそのまま使用した縁の下材

< 位置図 >

小菅の護摩堂、小菅の講堂、小菅の仁王門（飯山市）

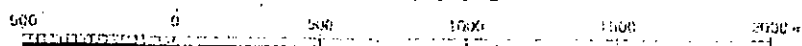
— 重要文化的景観  
選定範囲



至飯山市街

至菜の花公園

1 : 25,000







## 指定解除物件の概要

名 称	宮脇のハリギリ
所在地	長野県上伊那郡箕輪町東箕輪 64 番地
所有者の住所 及び氏名	上伊那郡箕輪町東箕輪 64 番地 宗教法人長岡神社
概況及び特色	<p>樹種：ハリギリ (<i>Kalopanax septemlobus</i> (Thunb.) Koidz.) 指定：昭和 37 年 7 月 12 日</p> <p>ハリギリはウコギ科ハリギリ属の落葉広葉樹であり、日本では常緑広葉樹林帯から夏緑広葉樹林帯まで広く分布し、本地域で自生する植物種である。本種は建築材や家具、楽器、特に合板用材として優れており、有用樹種である。</p> <p>指定当時の胸高直径は 2.5m、樹高約 40m、推定樹齢 360 年以上であり、県内のハリギリとしては特に老木と評価されている。</p> <p>また当該樹は長岡神社本殿（昭和 48 年 12 月箕輪町有形文化財に指定）の正面前方右側に隣接した位置に生育する。そのため、当該樹の倒木や大きな枝の落下に対する神社参拝等の人々の安全性の担保のみならず、本殿を破損させる危険性の問題も長年懸念されてきた。</p> <p>実際に、昭和 49 年秋には最下部の枝が強風により落下し、昭和 58 年 9 月には落下の恐れがある危険枝 2 本の伐採を実施。昭和 61 年 9 月にはワイヤーロープ 2 本を張る等、それ以降も倒木や枝の落下等の懸念に対して、対策を講じてきた。</p> <p>平成 3 年には腐朽部に発砲ウレタン処理を実施する等の保存処理事業が実施され、平成 12 年 2 月から 3 月には樹幹補強及び倒壊対策処理、樹勢回復処理が実施された。平成 25 年度には樹木医による目視調査により樹勢は維持しているが、腐朽部が多く、かなり危険であるとの報告を受け、枯枝除去の処理とドクターウッズによる主幹の精密診断を実施した。その結果、主幹の空洞化が著しく、安全策としての樹幹のスケールダウンを図りながら、保存していく方針が話し合われた。平成 26 年度には当該樹の倒壊や萌芽再生、枯死回避のため、大枝の上部でスケールダウンを実施し、同年 5 月には当該樹</p>

	<p>は残された枝で葉を展開させ、枯死を免れたが、8月にはほとんどの葉を落としてしまい、予断を許さない状況となった。</p> <p>また同時に後継個体の育成の試みとして、国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所林木育種センターへ接木による繁殖を依頼し、平成28年5月には2本の苗木の活着が確認された。</p> <p>平成29年5月に実施された文化財パトロールで枯死の恐れが指摘されたため、箕輪町教育委員会が樹木医に診断を依頼し、「枯死」との診断結果を得た。</p> <p>同年6月に文化財保護審議会大窪久美子委員立会のもと現地調査を行い、当該樹には葉が着いておらず、樹木医の診断どおり「枯死」を確認し、事故・災害防止のため早期に伐採する必要があること、当該樹が存在した痕跡を遺すこと等が求められた。その後、同年7月に所有者から、人的被害や神社本殿への影響が懸念されるため、地上1.5mを目途に伐採するという現状変更申請が提出され、事故・災害防止のため、長野県教育委員会指令29教文第14-22号で申請は許可された。</p> <p>一方、国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所林木育種センターにおいては接木由来の2本のハリギリの苗木は順調に生育している状況にある。今後は後継個体として境内に移植し、保存管理していくことが話し合われた。</p>
<p>諮問理由</p>	<p>当該樹は主幹の腐敗、空洞化による枯死が確認され、事故・災害防止のため伐採することとなり、全ての指定要件が失われる状況に至った。</p>
<p>解除の要件</p>	<p>県史跡名勝天然記念物が県史跡名勝天然記念物としての価値を失ったときその他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。</p> <p style="text-align: right;">(文化財保護条例第31条)</p>

(参考) 指定告示 昭和37年7月12日

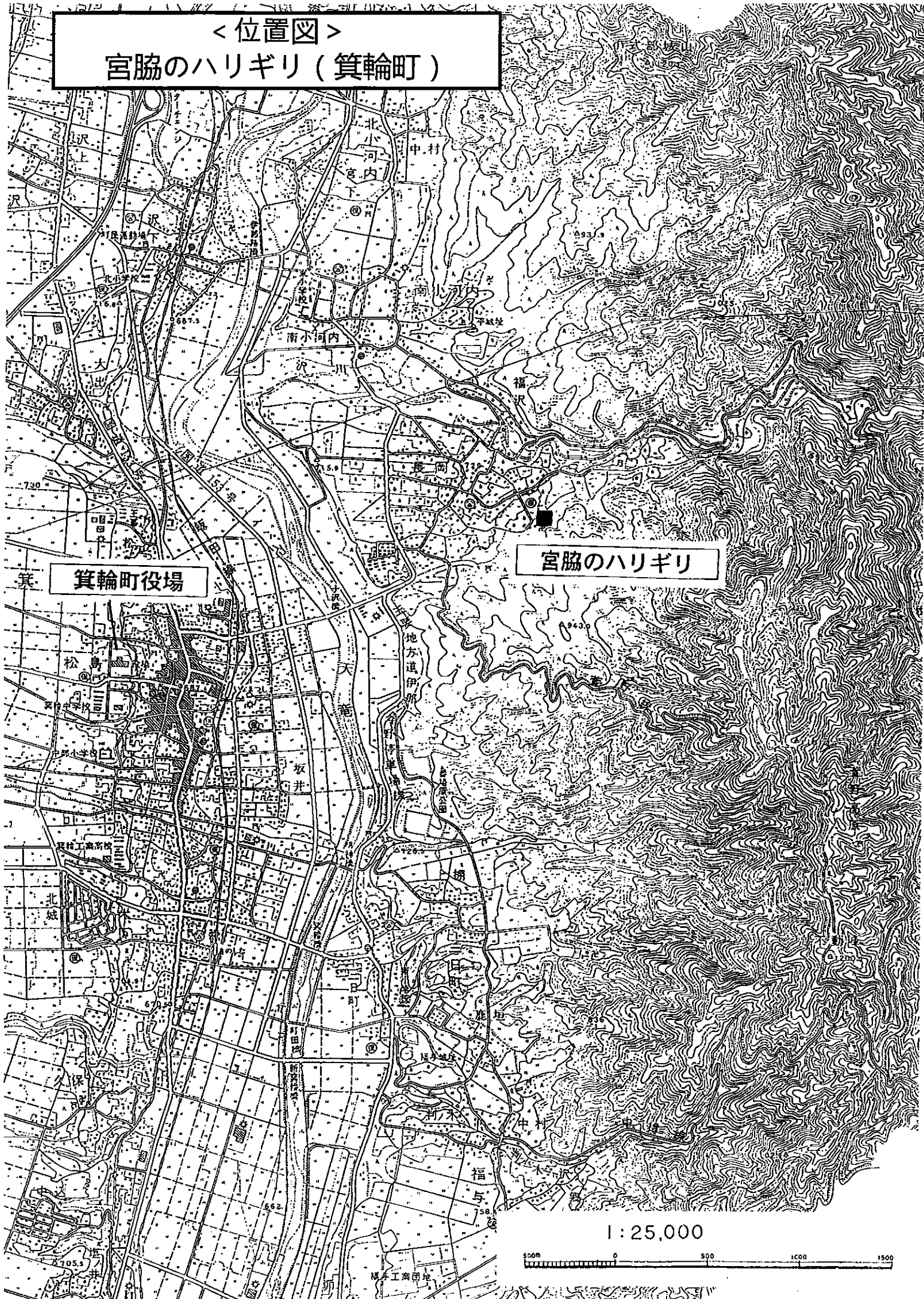


宮脇のハリギリ

2017年6月

< 位置図 >

宮脇のハリギリ (箕輪町)



宮脇のハリギリ

箕輪町役場

1:25,000

